

(仮称)岡崎市障がい者コミュニケーション条例(案)の制定に対する意見と市の考え方

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	意見	市の考え方
(定義)第2条		
1	<p>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第8条には障害者等の意見の尊重とあります。提案させていただきます。よろしくお願致します。</p> <p>第2条(1)障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病その他の心身の機能の障がいをいう。</p> <p>「身体障がい」について</p> <p>身体障がいという障がいは知的障がい、精神障がい、発達障がいよりも一般的な認知は非常に高く、障がいといえども身体障がいをイメージする方が多いという事実があります。障がいを表す標識やマークはおおむね車イスに乗った人であることから、障がい＝身体障がいという連想がされます。それはやはり他の障がいは違い、身体障がいは見た目障がいがあることがわかりやすいということも大きな理由でしょう。しかし、実際にどれだけの人が身体障がいの種類や症状、そしてその等級について正しく理解しているのでしょうか。市民に向けての条例でしたら以下の提案をさせていただきます。</p> <p>提案→身体障がい(視覚・聴覚障がいを含む)、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病その他の心身の機能の障がいをいう。</p>	<p>身体障害者福祉法において、身体障がい者の定義が具体的に定められており、視覚・聴覚障がい者も含まれています。そのため、条例において「身体障がい(視覚・聴覚障がいを含む)」と規定することはできません。一方で、視覚・聴覚障がいをはじめ身体障がいの種類や症状の周知についても、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解促進の上で欠かせないことから、パンフレット等を活用して理解啓発に努めていきます。</p>
2	<p>第2条(4)に必要なコミュニケーション手段である「文字表示」「音声」を追加</p> <p>コミュニケーション手段 点字、音訳、拡大文字、手話(触手話及び弱視手話を含む。)、筆談、要約筆記、文字表示、音声、触覚を使った意思疎通、文字盤、実物又は絵図の提示、代筆、重度障がい者用意思伝達装置、やさしい日本語、情報通信機器その他のコミュニケーションを図るための手段をいう。</p> <p>補足： 文字表示 「音声の字幕」のことで、映像(議会・イベント)、放送(ケーブルテレビ) SNS(自治体からのYouTubeで発信)には字幕が必要です。 音声 難聴者には音声も必要です。ヒアリングループ、補聴器、補聴システムには音声を入れる必要があります。</p>	<p>文字表示については、映像媒体における字幕はコミュニケーションにおける有効な手段と考えられるため、第2条第4号に追記修正します。</p> <p>音声については、障がいのあるなしにかかわらずコミュニケーションにおいて通常使用されることから障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の例示には馴染まないと考えます。</p>
(施策の推進)第7条		
3	<p>コミュニケーション条例(案)は中途失聴・難聴者が対象と想定していましたが、広い意味でコミュニケーションの不利な障がい者や在外国人も含まれていることがわかりました。大変よいと思います。ただ、進化がめざましい音声認識字幕を要約筆記者派遣に新しく加えてください。</p>	<p>「障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段による情報の発信及び取得に関する施策」における御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
(意見の聴取)第8条		
4	<p>(意見の聴取)「第8条 市は、前条各号に掲げる施策の推進に当たって、障がい者、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴くものとする。」について</p> <p>明石市では平成27年3月、手話を言語として認めるとともに、障がい者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例が成立しました。条例を実効性のあるものにし続けていくことを目的として、障がい当事者や支援事業者等の声を十分に聴くために「明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会」を設置しました。条例に基づき、障がい当事者や支援事業者等の声を十分に聴き、当事者目線で市のコミュニケーション施策を推進することにより、条例を実効性のあるものにし続けていくことを目的とした協議会です。そして個別の課題ごとに検討を進める小委員会においては、必要に応じて開催し、今後の施策推進協議会において取り組みや成果を報告するとなっております。</p> <p>岡崎市でも条例制定がスタートと言われています。条例を実効性のあるものにし続けていくことを目的として、障がい当事者や支援事業者等の声を十分に聴くために話し合う場は障がい者自立支援協議会と伺いました。障がい者自立支援協議会は全体会の場です。「コミュニケーション専門部会」の立ち上げを提案します。</p> <p>専門部会の設置例には、障害別に障害特性を踏まえて協議する場とあります。</p> <p>岡崎市の聴覚障害者団体は、手話が主体の岡崎市聴覚障害者福祉協会と要約筆記が主体の岡崎市難聴・中途失聴者の会があります。どちらも市民にとって必要な聴覚障害者団体です。多様なコミュニケーション方法は社会を生きる上で必要です。</p>	<p>専門部会の立ち上げについては、当面、障がい者やコミュニケーション支援者等の意見を聴いて施策を進める中で、抽出される課題を整理した上で、施策推進体制の在り方について検討を進めていきます。</p>